

令和 8 年度 産学連携地域活性化事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度 産学連携地域活性化事業

2 委託業務の目的

高等学校学習指導要領改訂（平成 30 年 3 月告示）では、社会に開かれた教育課程の実現が示されており、この趣旨を踏まえ、SDGs を視野に入れたまちづくりを地域企業と連携して進めることにより、高校生の地域への愛着を深めさせるとともに、地域産業を担う人材の育成を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 「県立高校と商工会との協働による地域活性化に向けた取組」

県立大府高等学校において、SDGs を視野に入れたまちづくりのための取組を地域企業と連携して進める。

ア 地域産業人講話の実施や、生徒の地域活性化委員会への参加などを通して、地域の魅力を再発見する。

- ・キャリア教育、産業教育や探究プログラムに関する講師の選定、謝金等の支払い

イ 地域の課題を発見し、その解決策を行政機関や地域企業に提案する教育活動（探究プログラム）を実施する。

- ・探究プログラムの作成、実施、支援
- ・商品開発の実現に向けたコーディネート
- ・地元イベントに参加するためのコーディネート
- ・活動の広報活動

ウ 生徒の地域イベントへの参加などを通して、「地域密着の学校づくり」を推進する。

エ その他

- ・実施にあたっては、学校の要望に沿った取組を、地域の商工会や商工会議所、地域企業などと連絡・調整を図りながら進める。
- ・対象学年、実施クラスについては、契約後に各学校と調整のうえ決定する。
- ・取組内容は翌年以降も持続可能な内容となるよう考慮する。

(2) 「地域産業を支える人材の採用に向けた取組」

県立高校の生徒・教員と地域の商工会会員企業とのマッチングフェア及び意見交換会を開催する。

ア リーフレットの作成

卒業後に就職者が多い職業学科の紹介リーフレットを制作し、商工会会員企業等への配布を行う。

- ・リーフレット：A4サイズ、両面カラー印刷、100部作成

イ マッチングフェアの開催

新城地区、美浜地区、幸田地区、あま地区、足助地区の県内5カ所で行う、就職希望者と商工会会員企業等とのマッチングフェアの運営を担当する。

- ・各地区で適切な会場を選定する。
- ・商工会と教育委員会と連携を取りながら、各会場、4～10社程度の企業を集める。
- ・事前に参加企業と当日に向けた詳細な打合せを行う。
- ・当日、参加生徒に向けて各企業の紹介資料を配布する。
- ・開催日時決定、学校への通知は、県教育委員会が行う。複数会場を同日に開催する場合、原則2会場までとする。
- ・発表機器や各企業ブース設営など当日の会場に必要な物品、資料を用意する。
- ・会場が遠隔地となる場合は参加生徒の交通手段を確保する。

ウ 意見交換会の実施

イの実施後、同じ会場で行う、県立高校教員と商工会会員企業の採用担当者との高卒就職者の採用に関する意見交換会の運営を担当する。

エ 職業適性検査の実施

検査にかかる諸費用を負担する。

5 委託料について

受託者の負担する経費は、原則すべて委託料に含まれるものとする。

6 業務実施報告書の作成及び提出について

受託者は事業終了後、以下の書類およびデータを提出する。

- (1) 業務実施報告書
- (2) 取組風景の写真
- (3) 生徒に配付した資料一式
- (4) 当日説明に使用した原稿や発表資料

7 業務内容における留意事項

- (1) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (2) 本業務により作成する一切の成果物の権利は全て愛知県に帰属するものとする。
なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合はその取扱については受託者により適切な処理を行うものとする。
- (3) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (5) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (6) その他、この仕様書に疑義が生じた時は、受託者は愛知県教育委員会と協議のうえ、解決するものとする。